

〔農業振興地域制度と農振除外手続きの概要〕

1. 農業振興地域制度とは

市では、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)に基づき、農業振興地域整備計画を策定しています。この計画は、自然的・経済的・社会的な条件を考慮し、地域の農業者、土地改良区などの関係団体との調整を経て、長期的観点から農業を振興するためのマスタープランです。

2. 農振農用地区域内における変更について

農用地区域内の農用地は、将来とも農地として積極的に利用されるべきものとして、恵那市にて地番指定されており、原則として農用地以外に転用できません。

しかし、経済事情の変動や、社会情勢の変動等により、やむを得ず農業以外の目的で利用するためには、あらかじめ農用地を農用地区域から除外(農振除外)することが必要です。

3. 農用地を農用地区域から除外することができる要件

農振除外手続きは、地域の土地利用の状況等を勘案し、農用地以外の用途に利用することについて、具体的な転用計画があり、不要不急の用途ではないと認められるものに限られます。

尚且つ、農振法で定める要件及び除外基準(※1 下記参照)を満たし、関係他法令(農地法、都市計画法など)の許可見込みがなければいけません。

4. 農振除外の手続き

農振除外するためには、事前に「農業振興地域内の農用地区域除外申出書」に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で提出いただく必要があります。

期間：毎年7月1日～7月31日、1月1日～1月31日の各1ヶ月間(閉庁日を除く)

提出期間締め切りから除外決定まで約7ヶ月程度を要します。

(ただし、異議申立等の問題がなくスムーズに処理された場合。)

※1

【農振法第13条第2項で定める6要件】

すべてを満たすこと

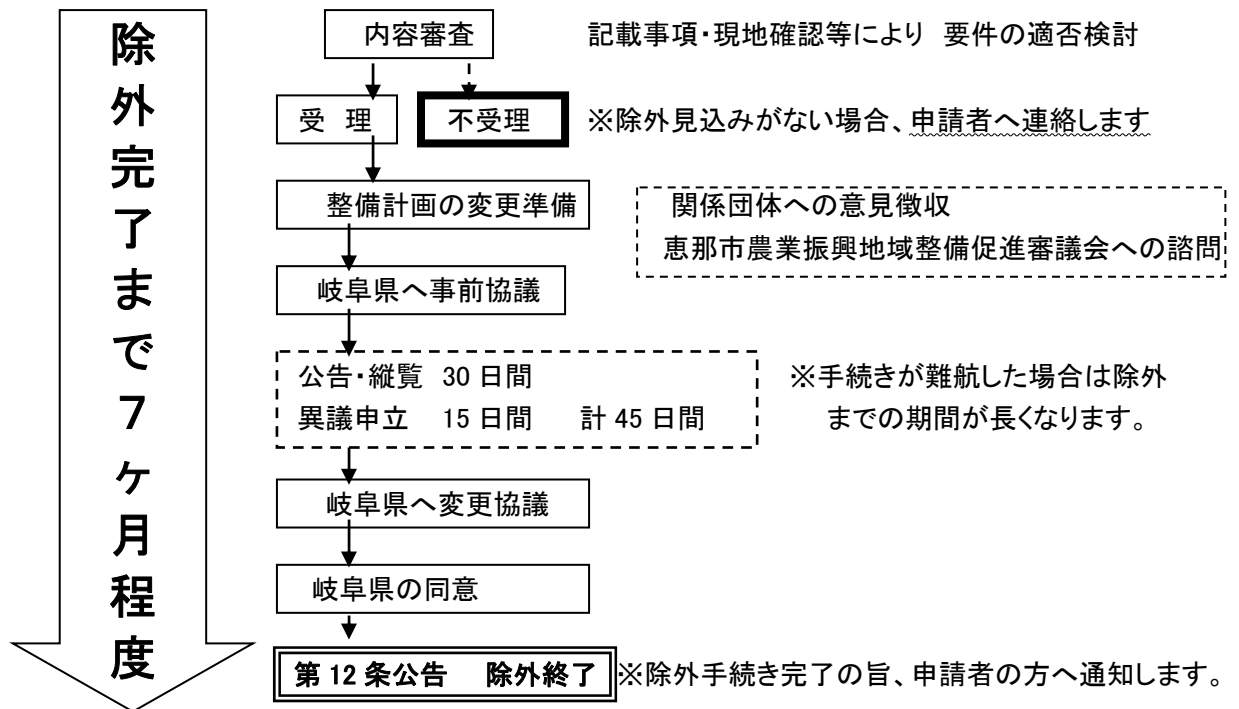
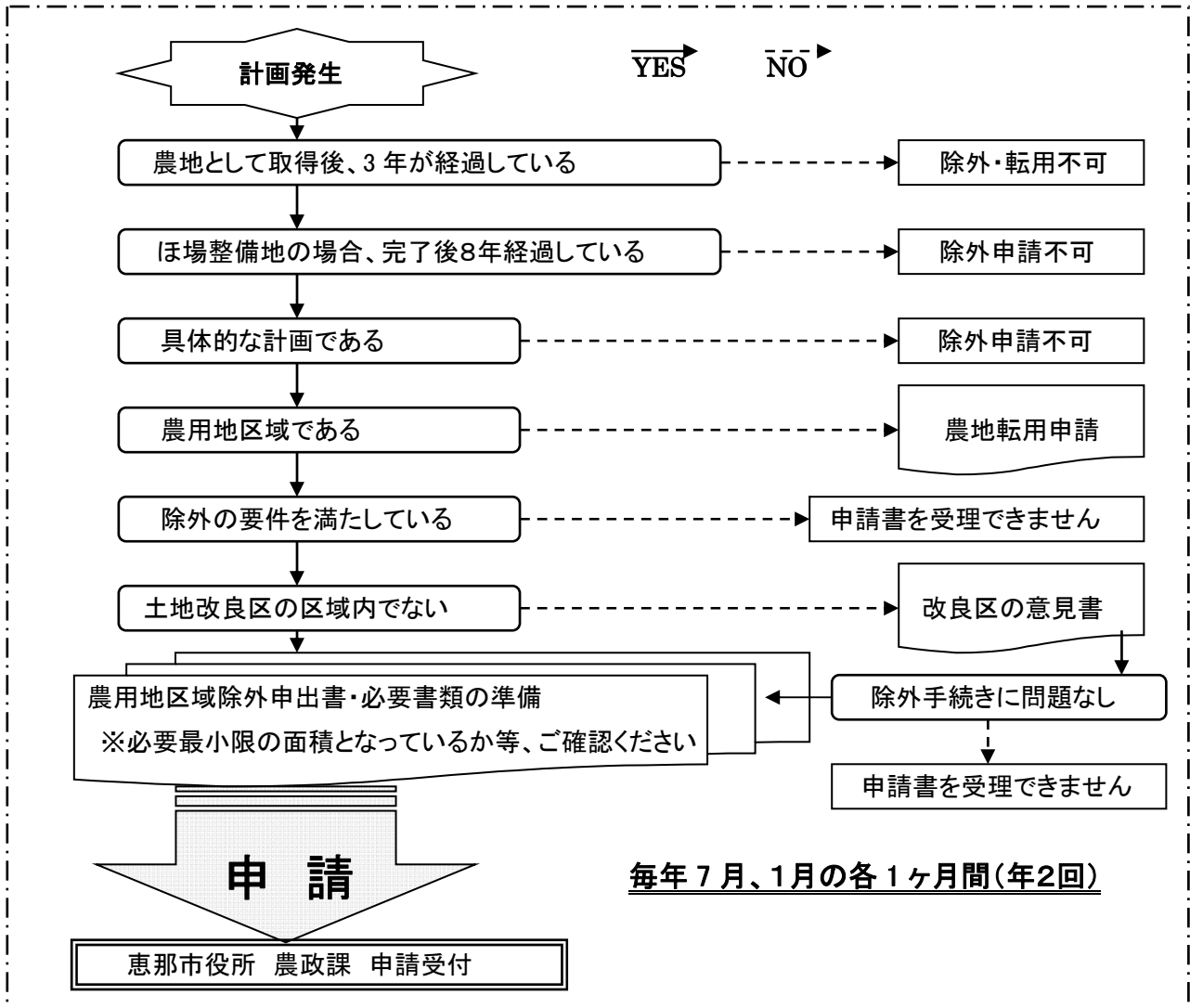
1. 緊急性を要するもの・代替地がないこと
2. 地域計画に支障がないこと
3. 農地の集団性に影響がないこと
4. 担い手(認定農業者など)の利用集積に支障がないこと
5. 土地改良施設(水路等)の機能に支障がないこと
6. 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること

【恵那市の除外基準 7要件】

いずれかに該当すること

1. 公用・公共用施設用地又は公益上必要な施設用地
2. 地域住民の生活上必要と認められる施設用地
(ただし地元の同意を得ること)
3. 農家住宅、農家分家住宅
※分家とは農家の世帯主の3親等以内で農業後継者
(除外目安:農家住宅700㎡未満、分家住宅500㎡未満)
4. やむを得ない理由による林地等への転用用地
5. 災害等による農業上利用不能地
6. 農業施策を計画又は実施するための必要な施設用地
(行政計画必要)
7. 特認事項(行政計画必要)

◇ 農用区域除外申請スケジュール ◇ 所管課との事前打合せが原則



次は「農地転用」の申請を行ってください。

農地転用申請・・・毎月10日締め切り、(10日が閉庁日の場合は前日)転用許可までに2ヶ月程度かかります